

令和7年2月

大阪港湾局

令和7年度の受注希望業種（一者一業種）について

大阪港湾局では、条件付一般競争入札への参加に際しては、原則として「受注希望業種（一者一業種）」の登録があることを条件としております。（受注希望業種を指定した入札案件に参加を希望する場合は、受注希望業種をあらかじめ登録しておく必要があります。）

令和7年度の「受注希望業種」につきましては、以下のとおりといたします。

■受注希望業種の申請（新規・業種変更）について

- 令和7年度の受注希望業種の申請（インターネットによる電子申請）は、令和7年2月19日（水）から可能です。
- 下記をクリックすると申請画面にリンクします。
[受注希望業種申請（外部サイト）](#)
- 受注希望業種を指定した業務では、事前に受注希望工種の申請をしないと入札に参加できません。

■受注希望業種の申請が必要な方

下に該当する方は、受注希望業種の新規申請又は業種変更が必要となります。

- 受注希望業種を登録されていない方
- 受注希望業種を変更したい方
- 令和6年度以前に受注希望業種を登録していたが、何らかの理由で大阪府の測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格登録が現在失効している方

■令和6年度以前に受注希望業種を登録されている方へ

令和6年度の受注希望業種の登録情報を令和7年度へ移行しますので、業種変更をしない場合は申請の必要はありません。

■登録条件について

- (1) 都市整備部（住宅建築局を除く。）・環境農林水産部・府民文化部（日本万国博覧会記念公園事務所）・大阪港湾局（計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部）・大阪都市計画局共通で、一業種のみ選択することが可能です。
- (2) 受注希望業種の選択にあたっては、受注希望業種に対応する入札参加資格登録業種が必要となります。（次ページ『受注希望業種の業種一覧』参照）

■業種変更について

都市整備部（住宅建築局を除く。）・環境農林水産部・府民文化部（日本万国博覧会記念公園事務所）・大阪港湾局（計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部）・大阪都市計画局のいずれかにおいて発注する令和7年度の測量・建設コンサルタント等業務（早期発注を含む）に入札参加するまでは、一回に限り変更が可能です。（入札参加申請した後も入札書を提出するまでの間は変更が可能です。その場合は、必ず電子入札システムによりその案件の「辞退届」を提出する必要があります。）

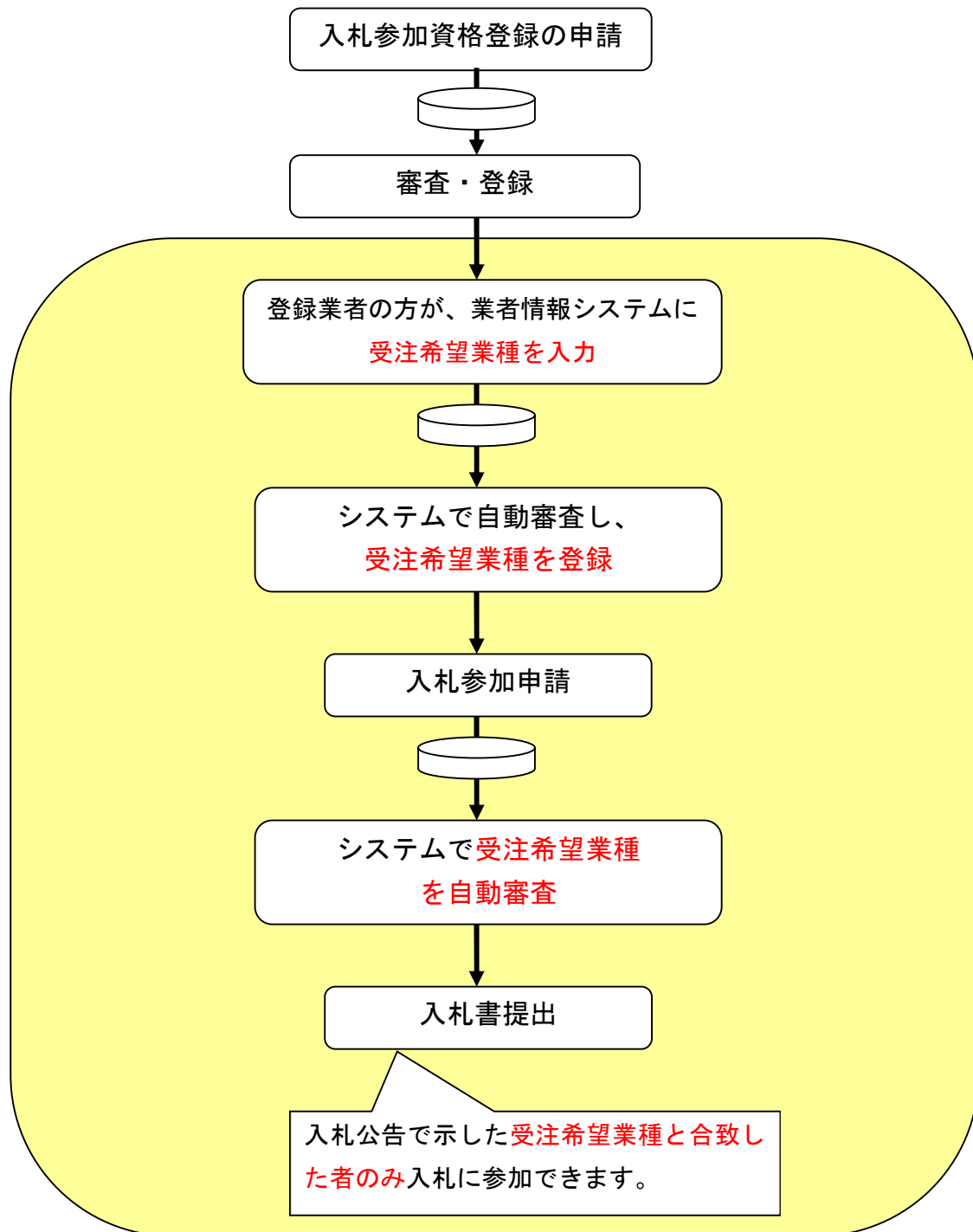
■受注希望業種の業種一覧

令和7年度の受注希望業種は次のとおりです。（令和6年度から変更はありません。）

受注希望業種名	業務内容	入札参加資格登録業種
測量調査業務	測量法に基づく測量に関する業務等	測量
地質調査業務	建設工事等に関する地質又は土質の調査、計測、解析等に関する業務	地質調査
建設コンサルタント業務 （建築設計・監理、 設備設計・監理を含む）	建設工事等に関する調査・計画・設計・ 監理等に関する業務 建築士法に基づく建築物の設計、工事 監理等に関する業務 建築設備工事の設計又は工事監理に 関する助言を行う業務	建設コンサルタントの各部門 建築設計・監理（一級、二級） 設備設計・監理
補償コンサルタント業務	公共事業に必要な土地等の取得もし しくは使用、これに伴う損失の補償又は これらに関する業務	補償コンサルタントの各部門

〔次ページに申請のイメージ図があります〕

【申請のイメージ図】



注意：令和6年度までに申請された業者の方で、業種変更等がない場合は手続きの必要はありません。ただし、令和7年度の測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格及び受注希望業種の申請に必要な登録業種を保有している事が条件となりますので、ご注意ください。

問合せ先

【システム操作に関すること】

「大阪府電子調達ヘルプデスク」

Tel:06-4400-5180

【制度及び工事内容に関すること】

大阪港湾局 泉州港湾・海岸部 総務振興課 Tel:0725-21-7216